軽減税率制度・経過措置・インボイス制度

2019年10月に消費税の引上げ及び軽減税率の導入が行われ、1年以上が経過しました。2021年4月1日から消費税込みの「総額表示」が義務化され、10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が始まり、2023年10月からインボイス制度が導入されます。

これにより、課税事業者(消費税の納税義務がある者)は、取引先がインボイス(適格請求書等)を発行することができないと仕入税額控除ができなくなります。また、免税事業者がインボイスを発行するためには、課税事業者を選択するとともに、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要があります。

本講習会では、消費税のインボイス制度導入の概要を知り、何を準備すればよいのか等を具体的にわかりやすく解説いたします。

日時

カリキュラム

7/16 (金)

14:00~

①インボイス制度理解の上で必要な消費税の基礎知識

②インボイス制度の影響を知る

(業種別インボイス制度により請求書・領収書・レシートの変化、

消費税の申告に与える影響、課税業者・免税業者に与える影響など)

③インボイス制度に向けての対策方法

(課税業者・免税事業者が2023年までにすべきこと、 経過措置とその影響について)

誰師

16:00

山中 朋文 山中朋文税理士事務所



1978年東京都生まれ。成蹊大学経済学部卒業。2005年税理士登録。都内会計事務所に勤務時代、業種も多岐に渡る中小企業に対して税理士業務に従事し、法人・個人合わせて延べ600件の税務申告と、不動産譲渡・相続税などの資産税案件も数多く担当。2013年山中朋文税理士事務所を開設。現在、法人の黒字化へ向けて、経営者へ指導を行いながら、資産家への相続対策をご提案しており、相談件数は年間200件に及ぶ。

会場

白河商工会議所



0248-23-3101

〒961-0957 福島県白河市道場小路96-5

対象

経営者、後継者、従業員の他

申

定員15名 先着順

下記申込書をご記入の上FAXにてお送り

ください。

- 注)新型コロナウイルス感染症拡大防止について
- ・参加者はマスク着用をお願い致します。
- ・当日に発熱や咳が出る方は参加をお控えください。
- ・今後の動向によっては中止や延期となる場合があります。
- ・講師もマスク等着用でのセミナーとなります。

FAX: 0248-22-1300 白河商工会議所 行

消費稅実務対応講習会 受講申込書

事業所名	フリガナ			
受講者名	フリガナ	HH	TEL (日中連絡可能な番号)	
所在地			FAX	
			MAIL	

務

对

応

講

習

会